

## 第2章 草津市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題

### 1. 障害児施策をめぐる状況

**＜概 況＞**

- ▶ 特別児童扶養手当受給者は、年々増加する傾向にあります。
- ▶ 児童発達支援事業（湖の子園）について、在籍者の増加を踏まえ、平成 22 年度に定員拡大を図っています。
- ▶ 発達支援センター等における相談件数は、社会的な認知度の上昇も踏まえ、年々増加しています。センターでの相談に加え、巡回相談や保育所等訪問支援事業を実施すると共に、平成 25 年度から5歳相談事業を開始しました。

(1) 特別児童扶養手当受給者の状況

20 歳未満で重度・中度の障害のある子どもを養育している保護者に特別児童扶養手当を支給しています。手当受給者数は、平成 21 年以降増加しており、平成 25 年で 193 人となっています。

■特別児童扶養手当受給者数（人）

H21	H22	H23	H24	H25
157	173	181	187	193

資料：子ども家庭課

(2) 児童発達支援事業（湖の子園）の利用状況

湖の子園では、児童発達支援事業として、障害のある子ども及びその疑いのある子どもに対する早期の適切な療育を実施することで、2次障害を予防し、発達を促すための支援及び保護者等の援助を行っています。利用状況は、年々在籍数が増加傾向にあり、平成 22 年度後期より定員数を 40 人から 50 人に拡大しています。

■児童発達支援事業（湖の子園）利用者の状況

	H21	H22	H23	H24	H25
定員数	40 人	50 人	50 人	50 人	50 人
在籍数	前期 30 人 後期 40 人	前期 30 人 後期 48 人	前期 40 人 後期 48 人	前期 38 人 後期 54 人	前期 43 人 後期 52 人

資料：発達支援センター

### 「湖の子園」とは・・・

発達面での支援や集団生活を送る上での支援を必要とされる乳幼児とその保護者が通園する施設です。

早期から専門的な療育を行うことで、子どもの発達を促し、保護者の育児を支援します。

平成 24 年度から、療育内容の充実を目指して、週 3 日通園クラスに加え、週 5 日通園クラスを設けました。

運営主体	草津市
対 象	草津市在住の 0 歳から就学前の在宅乳幼児
定 員	50 名
療育時間	9 時 30 分～15 時 00 分（水曜日のみ 11 時 00 分まで）
通園回数	週 5 回、週 2 回、週 1 回のクラスがあります。 ※お子さんの発達状況に合わせて、通園回数を決定します。
給食実施	週 4 回（月曜・火曜・木曜・金曜）
職 員	園長、保育士、発達心理相談員、看護師、保健師
専門相談	小児科医、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士

### （3）発達支援センターの相談等の状況

発達障害者支援センターでは、言葉や社会性の発達、学習上の困難等の心配事に対して、発達相談や医療相談、保護者へのカウンセリング等を実施しています。

社会的な認知度の上昇を背景に、相談件数は年々増加しており、特に、平成 24 年度以降は発達検査に関する件数が増加しております。

#### ■発達支援センターの相談等件数

（新規以外延べ件数）

	新規相 談	家族相 談	本人面 談	医療相 談	発達検 査	幼保連 携	学校連 携	医療連 携	関係機 関他	相談等 総計
平成 22 年度	527	794	79	66	352	291	273	40	94	1,989
平成 23 年度	365	982	85	42	371	401	321	53	78	2,333
平成 24 年度	342	1,081	183	22	515	451	275	50	97	2,674
平成 25 年度	352	1,304	226	18	672	721	255	58	123	3,377

資料：発達支援センター

■巡回相談(平成 23 年度事業開始)

保育所(園)、幼稚園、児童育成クラブからの依頼により、保育の中で関わりが必要と思われる子どもについて、園・所等を訪問し、子どもの行動観察を実施するとともに、先生との懇談を行います。

件数

H21	H22	H23	H24	H25
		129	158	106

■保育所等訪問支援事業(平成24年度事業開始)

保育所(園)・幼稚園において、障害により保育士等の加配支援を受けている子どもが、園・所で主体的に遊びや集団生活に参加する力や、周囲の友達等とのコミュニケーション力を育み、充実した園・所での生活を送れるよう支援することを目的とします。

月に1回程度の訪問を6ヶ月~1年間継続し、園・所の先生や保護者との相談を行います。

人数等

H21	H22	H23	H24	H25
			4人 延べ32回	9人 延べ50回

■5歳相談事業(平成25年度から開始)

5歳頃は、社会性の育ちとともに友達関係が広がるなど、発達の上で重要な時期です。また、保護者も就学を前に不安を感じる時期でもあります。このような時期に支援が必要な子どもと保護者への支援をすることで、子どもたちの健やかな成長を促すとともに、就学前から学齢期へのスムーズな移行を図るものです。

実施方法は前期(4月~9月)と後期(10月~3月)に分けて認可外も含めた市内全保育所(園)・幼稚園に訪問して実施します。

平成25年度実績(後期から実施)

H21	H22	H23	H24	H25
				28人(後期のみ)

## 第4章 子ども・子育て支援施策の展開

### 基本目標2 子どもの権利と安全を守る仕組みづくり

#### 基本施策2 障害のある子どもと家庭への支援

##### 現 状

現在、障害のある子どもについては、認識と理解の広がりや乳幼児健診の充実等早期発見機会の増加とともに、相談や支援に対するニーズが高まってきており、各関係機関が連携を図りながら支援に取り組んでいます。

本市では、平成24年度の児童福祉法の改正に伴い、児童発達支援センターとして、障害のある子どもへの支援体制を充実・強化し、療育事業や保育所（園）・幼稚園への巡回相談、新たに5歳児相談を実施する等、相談・支援事業の拡充を図るとともに、各関係機関との連携も取りながら早期発見・早期支援に取り組んでいます。

障害福祉サービスの提供では、日中一時支援事業や新たに放課後等デイサービス事業を実施し、学校などの活動に加えて、地域に療育活動の場を確保していますが、十分対応できていない状況です。

##### 今後の取組み

今後も発達障害についての認識・理解を促すとともに、児童発達支援センターにおいて、障害のある子どもの通所支援および相談支援・地域支援を一体的に行う施設として、関係機関との連携を一層推進しながら、乳幼児期から学齢期、青年・成人期まで各ライフステージに応じた幅広いニーズへの対応を図っていきます。

放課後等デイサービス事業や日中一時支援事業等の実施により、障害のある子どもに対する活動の場を確保するとともに、家族の就労支援や介護負担の軽減を図ります。さらに、保育所や幼稚園、児童育成クラブ等での障害児に対する保育、教育等の充実を目指します。また、早期療育を目指した児童発達支援事業や保育所等訪問支援事業を推進します。

##### 主な事業例

- ①障害のある子どもの家庭への相談機能の拡充（巡回相談、保育所等訪問支援、5歳児相談）
- ②児童発達支援事業の実施
- ③放課後等デイサービス事業の実施
- ④保育所・幼稚園等での特別支援教育の実施および指導者の資質向上
- ⑤児童育成クラブ、ファミリー・サポート・センターの利用促進
- ⑥日中一時支援事業、ホームヘルプ等の充実

## 第5章 教育・保育・地域の子ども・子育て支援事業等について

### 4 障害児施策に関する事項

現在、策定中の「草津市障害福祉計画」に定める下記3事業について、子ども・子育て支援事業計画においても同様に、推進事業として、推進方策と指標を定めます。

#### (1) 児童発達支援事業

##### 【事業内容】

障害のある子ども及びその疑いのある子どもに対する早期の療育をとおして、2次障害を予防し、発達を促すための支援及び保護者等の援助を行うもの

	H25 実績	H26 見込	第4期障害福祉計画		
			H27 計画	H28 計画	H29 計画
実施箇所数	1	2			
実人数	53	58			

#### (2) 放課後等デイサービス事業

##### 【事業内容】

学校通学中の障害のある子どもに対し、放課後等において、生活能力向上のための訓練等を提供することにより、学校教育とあいまって障害のある子どもの自立を促進するとともに、放課後の居場所を提供するもの

	H25 実績	H26 見込	第4期障害福祉計画		
			H27 計画	H28 計画	H29 計画
実施箇所数	4	9			
実人数	93	130			

#### (3) 保育所等訪問支援事業

##### 【事業内容】

市内の保育所(園)・幼稚園に在籍する1：1加配の支援を受けている子どもが、主体的に遊びや集団生活に参加する力や、周囲の友達等とのコミュニケーション力を育み、充実した園・所での生活を送れるよう支援することを目的とし、保育所等への訪問を実施するもの

	H25 実績	H26 見込	第4期障害福祉計画		
			H27 計画	H28 計画	H29 計画
実施箇所数	1	2			
実人数	9	14			

平成26年度に実施している事業

区分	事業名	事業内容（概要）	担当課
1	障害のある子どもと家庭への相談の実施	各関係課で障害のある子どもと家庭への相談を実施します。	各関係課
		発達相談、巡回相談、保育所等訪問支援、5歳相談等の事業を行います。	発達支援センター
3	児童発達支援事業（湖の子園）	障害のある子ども及びその疑いのある児童に対する早期の療育をとおして、2次障害を予防し、発達を促すための支援及び保護者等の援助を行います。	発達支援センター
4	放課後等ディサービス事業	学校通学中の障害のある子どもに対し、放課後等において、生活能力向上のための訓練等を提供することにより、学校教育とあいまって障害のある子どもの自立を促進するとともに、放課後の居場所を提供します。	発達支援センター
5	保育所、幼稚園等での障害児保育（特別支援教育）	保育所、幼稚園等において、障害児保育（特別支援教育）の実施を行います。	幼児課
6	保育士、幼稚園教諭に対する障害児保育（特別支援教育）研修	保育士、幼稚園教諭に対する障害児保育（特別支援教育）研修を実施します。	幼児課
7	児童育成クラブでの障害児利用	児童育成クラブでの障害児対応を行います。	子育て支援センター
8	ファミリー・サポート・センター障害児利用	ファミリー・サポート・センターでの障害児対応を行います。	子育て支援センター
9	日中一時支援事業	障害のある子どもが自立した日常生活または社会生活を営むために、当該児童の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援および一時的な休息を図るための支援を行います。	障害福祉課
10	ホームヘルプ等日常生活への支援	障害のある子どもに対し、ヘルパーが訪問し、入浴や排せつ、食事等の日常生活上の支援を行なうとともに、家族等の介護負担の軽減を図ります。	障害福祉課
11	短期入所事業	家族等の介護を行なう人の疾病等の理由により短期間の入所を必要とする障害のある子どもに対し、障害者支援施設等において必要な介護等の支援を行なうとともに、家族等の介護負担の軽減を図ります。	障害福祉課